

## 令和3年度 第4回伊丹市参画協働推進委員会 会議録

開催日時：令和3年12月1日（水）19：00～21：00

開催場所：伊丹市立防災センター 3階 301会議室

出席委員：直田会長、有田副会長、白井委員、岡田（久）委員、中野委員、宮内委員、岡田（眞）委員（順不同）

### 1. 開 会

（事務局より）

- ・委員8名中7名出席。伊丹市参画協働推進委員会規則第3条第2項の規定に基づき、委員の過半数の出席をもって本委員会が成立。
- ・傍聴者なし。
- ・あらかじめ郵送した会議資料の確認。

（署名委員について）

- ・今回は、岡田（久）委員と宮内委員。

### 2. 議 事

「伊丹市まちづくり基本条例」の見直しについて

#### 議 論

会 長： ただいまより、令和3年度第4回伊丹市参画協働推進委員会を始めさせていただきます。今回は、「阪神他市の条例等動向」及び「市民アンケート結果」より、条例改正の必要性についてご議論いただいた。

その結果、「阪神他市の条例等動向」や「市民アンケート結果」からは、直接的な条例改正は必要ないとなったが、条例に基づく制度・事業の運用に関する議論も踏まえた上で、方向性を決定することとなった。本日は、条例に基づく制度・事業の運用や職員アンケート結果より条例改正の必要性について、検討したいと思う。

それでは、事務局より本日の資料についてご説明をお願いしたい。

事務局： まず、これまでの条例見直しの経緯について、資料③をご覧ください。過去の条例見直しの経緯について、これまでに4回の見直しを行ってきた。大きく条例改正を実施したのは、平成26～27年度に実施した第3回目の見直しであり、主な条例追加及び改正内容として、平成27年に「議会、議員の役割及び責務（第5条及び第6条）」の条文を追加した。平成28年には「市の職員の役割及び責務（第8条）」、「コミュニティ（第10条）」、「国等との連携（第17条）」の条文を追加した。また、「市長の役割及び責務（第7条）」、「情報の共有（第9条）」、「対話の場の設置（第11条）」、「行政評価の実施（第13条）」、「審議会等の委員（第14条）」の条文を改正した。平成30年には「総合計画（第12条の2）」、「地域自治組織（第10条の2）」の条文をそれぞれ追加した。

直近の見直しは、平成30年度に行った。当時、毎年実施していた伊丹市市民意識調査に付随して、第3回目の見直し時と同様に無作為抽出方式により市民3,000人にアンケート調査を実施した。

アンケート調査の結果を受け、伊丹市参画協働推進委員会に諮問し、計3回の検討を経て、条例における現行の規定については、改廃や追加は必要ない一方、条例に基づく制度・事業の運用について指摘があり、継続的な条例の理解促進の必要性等について、ご答申いただいた。

なお、これまでの改正内容を反映したものとして、資料③-1を添付しており、現状の条例となっている。

次に、これまでの条例の普及啓発活動内容について、資料④をご覧ください。これまで実施してきたまちづくり基本条例の普及啓発活動についてご説明申し上げます。

平成19年～平成25年まで、毎年1回「伊丹市まちづくり基本条例フォーラム」と題して、講演会やワークショップ、ポスター展示等を行った。平成26年からは、市民と市で構成されるまちづくり基本条例PR

委員会で、条例を啓発するための紙芝居を作成し、市内小学校や児童くらぶへの出前授業や、市内各地でのまちづくり出前講座を実施している。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、まちづくり基本条例PR委員会は未開催に終わり、また、出前授業やまちづくり出前講座などの啓発活動も制限がかかる中での実施を余儀なくされたが、出前授業については、緑丘児童くらぶと摂陽児童くらぶにおいて実施することができた。

その他の啓発活動として、今年度より、兵庫県立伊丹北高校との協働による「地域社会調査の取り組みに関する課題解決学習」を実施している。市の各担当課が抱える課題に対して生徒より解決策を発表していただくという、公募型協働事業提案制度のような内容であり、今後、継続的な実施を検討している。その他、今後の普及啓発策として電子媒体の活用などの新たな普及啓発方法を検討している。

次に、平成30年度条例改正に伴う動向について、資料⑤をご覧ください。先ほどご説明申し上げた、直近の条例改正内容である「総合計画（第12条の2）」、「地域自治組織（第10条の2）」の各条文に関する動向について、ご説明申し上げます。

まず、「総合計画」について、策定においては、市民ワークショップや伊丹市総合計画審議会を複数回開催し、その上で、総合計画検討特別委員会を8回開催した。また、基本構想・基本計画（案）及び前期実施計画（中間案）の2回にわたりパブリックコメントを実施し、計11名から46件の意見提出があり、必要に応じて第6次総合計画へ反映した。

次に、「地域自治組織」について、従来、伊丹市においては、概ね小学校区を活動範囲とした「まちづくり協議会」などにより、交流事業が実施されてきた。一方、地域が抱える課題により、地域活動の継続に支障が生じる可能性があるため、その課題解決に向け、まちづくり基本条例に「地域自治組織」の条文を追加し、「地域自治組織の設立等に関する条

例」を制定した。地域自治組織については、令和3年現時点において、17小学校区中15小学校区において設立されている。また、各地域自治組織における方向性を策定した地域ビジョンについても、11の地域自治組織について策定済である。

次に、平成30年度まちづくり基本条例の見直しの答申書に基づく動向について、第4回目の見直しにおいて、条例に基づく制度・事業の運用について、指摘いただいたポイント及び指摘事項に対する動向について、ご説明申し上げます。

指摘事項は、「①条例の理解・促進について」、「②情報の共有と学習の機会の提供について」、「③市民活動の促進について」、「④協働事業について」、「⑤地域自治組織について」の5つについてであった。

まず、「①条例の理解・促進について」であるが、従前からの取組でもある「まちづくり出前講座」や「出前授業」において、各小学校、児童クラブの児童、生徒に向けて紙芝居を用いた講座やグループワークを実施し、継続的な普及啓発を図った。

平成30年度、令和元年度ともに100名弱の市民の皆さまに対して講座を実施したが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、まちづくり出前講座全体の受講者数が減少したこともあり、まちづくり推進課が所管するメニューの講座は未開催となった。出前授業では、平成30年度は笹原児童クラブにおいて35名の児童生徒に対して、令和元年度は鴻池小学校の4年生97名に対して、令和2年度は緑丘児童クラブ、摂陽児童クラブにおいて合計41名に対して、それぞれ授業を実施した。

次に、社会科副読本を通じた普及啓発について、小学生向けでは3、4年生に配布される「のびる伊丹市」に、中学生向けでは「身近な地域伊丹」に、それぞれまちづくり基本条例のキーワードである「参画」、「協働」、「熟議」の説明などを記載し、具体的な事業等も掲載しており、社

会科の授業において活用されている。なお、先ほど申し上げた出前授業等においても、これら副読本も活用している。

次に、職員研修における普及啓発について、新規採用職員向け、2～6年目職員向け、主査級職員向けの3段階で実施している。新規採用職員向けでは、「参画と協働のまちづくり」に関する研修、2～6年目職員向けでは、「協働コーディネーター研修」、新任主査級職員向けでは、「地域実践型研修」をそれぞれ実施しており、研修によっては実際に地域に入るなど、研修を通じた普及啓発を実施している。

これら普及啓発の取組に付随して、職員アンケートを実施した。資料⑧-1をご覧ください。

このアンケートは、課長級以下の職員個人を対象としており、令和3年6月～7月に会計年度任用職員を除く全職員を対象に実施した。

第1問「まちづくり基本条例をご存知ですか」という設問に対して、何らかの形で条例を認知している職員が約92%となっていた。

第2問「まちづくり基本条例の内容で知っているものはどれですか」という設問に対しては、複数回答の中で最も多かった内容が「まちづくり出前講座」で約76%、次いで「地域自治組織」で約60%となっていた。

第3問「市民が市政に参画する仕組みとして、知っているものはどれですか」という設問に対しては、「パブリックコメント」と回答した職員が約90%と最も多い結果となった。次いで「市の実施するアンケートや市民意識調査など」で約75%であった。

第4問「市民と市による情報の共有について、伊丹市は進んでいると思いますか」という設問に対して、最も多かった内容が「どちらともいえない」で約54%、次いで「進んでいると思う」が約36%となった。

第5問「市民と市が情報を共有できると思う方法はどれですか」という設問に対して、複数回答の中から最も多かった内容が「市ホームペー

ジや LINE、Facebook、Twitter などの SNS 等の 電信媒体の活用など」で約 80%であった。次いで「まちづくり出前講座や各課が実施する講座・イベントなど」で約 60%となった。

第 6 問「これまで、業務の実施などで熟議をすることを意識できていましたか」という設問に対して、最も多かった内容が「どちらともいえない」で約 45%、次いで「意識できていた」で約 38%となった。

第 7 問「その他、参画や情報の共有、熟議について、ご意見があればご記入ください」について、継続的な普及啓発が必要という意見をはじめ、計 24 件のご意見をいただいた。

次に、職員アンケートの内容から見る相関性等の分析結果について、資料⑧-2 において、特徴的な内容をご説明申し上げる。

「まちづくり基本条例の認知度」について、役職が上がるほど認知度が高くなるといった傾向があった。また、課長級職員では何らかの形で条例を認知されている方は 100%であった。「情報の共有の進捗度」について、役職が上がるほど「進んでいる」と回答される方が多かった。「業務上における熟議の意識」について、役職が上がるほど熟議を意識できていたと回答される方が多かった。

次の指摘事項、「②情報の共有と学習の機会の提供について」であるが、情報の発信方法として、広報紙や市ホームページなど各種媒体を通じた情報発信に努めている。情報の共有と学習の機会の提供については、従前より「まちづくり出前講座」を通じた学習の機会の提供に併せて情報の共有を実施している。また、各課において「まちづくり出前講座」を通さず、必要に応じて独自に実施されている講座等でも、適宜学習の機会の提供等を実施している。

まちづくり出前講座について、平成 30 年度、令和元年度ともに 8,000 人を超える方に情報の共有と学習の機会を提供することができた。一方、特に令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、講座開催数、

受講者数ともに減少した。今後の対応策として、令和4年度からのオンラインツールを活用した講座の開催に向けて、現在、調整中である。

次に、各担当課による独自講座について、令和元年度に全 674 回で 38,010 名の方が、令和2年度に全 224 回で 9,666 名の方が、それぞれ受講された。

次に、学びによる地域活性化支援事業「まちなか公民館」について、実施主体としては公民館になるが、隣接する市民まちづくりプラザとも協働で事業を実施するなど、社会教育の観点から、講座を通じて地域における場づくりや企画の仕掛け人になる方法を学ぶ場として活用いただいている。

次の指摘事項、「③市民活動の促進について」であるが、資料⑥をご覧ください。市民まちづくりプラザにおいては、令和2年度よりリニューアルオープンし、新たな指定管理者として、NPO法人シンフォニーを指定した。新型コロナウイルス感染症の影響により一部閉館期間が発生するなど、特に上半期については運営に苦慮する部分もあったが、Zoom によるオンライン会議や LINE を活用した活動実施のための講座や相談対応など、コロナ禍における新たな市民活動団体等の活動支援策に積極的に取り組んだ結果、目標である講座受講者数 280 名を大きく上回る 585 名の方に受講いただくことができた。相談件数については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり 51 件と平成 30 年度と比較すると大きく減少した。訪問活動や講座受講者との関係構築に努め、相談体制を充実させることで、市民活動をさらに促進させたいと考える。

次の指摘事項、「④協働事業について」であるが、まず、資料⑦「公募型協働事業提案制度の実績」をご覧ください。当委員会において、毎年度ご審議いただいているが、直近3年の公募型協働事業提案制度を活用した協働事業内容はご覧のとおりであり、コンスタントに3、4件のご応募、ご提案に対して概ね全ての事業が採択されている。

続いて、職員アンケートにおける協働事業の実態として、資料⑧-3 をご覧いただきたい。

第4回目の見直し時にも実施した、協働に対する市職員の意識調査について、今回の見直しにおいても、令和3年6月～7月に全所属を対象に実施した。

その結果、令和元年度に協働事業を実施した所属は30の所属で109事業であり、主な協働の相手方は任意団体（テーマ型）であった。同様に令和2年度においては、21の所属で66事業であり、主な協働の相手方は令和元年度同様任意団体（テーマ型）であった。また、両年度とも、協働の分類としては、「共催」が最も多く、次いで「委託」、「市の事業に団体が協力」の順に多い結果となった。回答いただいた所属に対する個別のヒアリングにおいては、特に令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、事業自体を中止せざるを得ない状況にあったとのことで、協働事業数が大幅に減少している。

続いて、資料⑧-4 をご覧いただきたい。まず、「これまでの協働事業の実績」に関して、協働の経験があったのは111所属中43所属で全体の約39%であった。また、「協働事業を実施した理由」に関して、最も多かったのは、「協働で実施する事が適切な事業内容だと判断したから」であった。

次に、「協働事業を実施する（した）際に不安に思う（思った）こと」に関しては、「市民活動団体等とのルール決め（予算・役割・スケジュール等）の方法が分からない」が最も多く、次いで「協働事業で達成すべき目標、解決すべき課題を市民活動団体等と共有しにくい」、「市民活動団体等に対して、事業を担いうるか不安がある」が多かった。

次に、「協働事業をさらに進めるため、市民活動団体等に期待する資質や役割」に関しては、「市の組織や仕組みについて、一定の理解があること」、「専門的な知識やノウハウを持っていること」が多かった。



次に、「伊丹市における、市民活動団体等と市との協働の進捗度」に関して、「進んでいると思う」と回答した所属は45の所属であり、全体の約41%であった。また、「進んでいると思わない」と回答した所属に、その理由を問うたところ、「伊丹市における協働事業の実態・成果が見えてこないから」が最も多かった。

最後に、「今後市民活動団体等との協働を進めるにあたり、必要と思われる取り組み」に関しては、「協働による活動事例の紹介」が最も多かった。

職員アンケートの結果から見る今後の対応策として、資料⑧-5をご覧ください。

市民と市が情報共有可能な手法については、職員アンケート、市民アンケートでも「電子媒体の活用」を選択される方が最も多かったことから、今後、さらなる情報共有の推進のために、必要不可欠な媒体である一方、「掲示板や回覧板など」といった、従来から活用されている手法も必要であるという回答も多いことから、ハイブリッド方式による情報共有に努める。

協働に対する不安点については、「協働のルール決めの方法が分からない」という回答が多かったため、協働事業実績を庁内で共有するとともに、協働のルールを定めた「協働の指針」も今一度研修等で活用し、協働事業の推進に努める。

次に、「⑤地域自治組織について」であるが、これは先ほどもご説明申し上げたとおりであり、割愛させていただく。

各種制度に関する取り組みについて、資料⑨をご覧ください。

これまでご説明申し上げた内容以外での、条例の各条文に関する取り組みについて、ご説明申し上げます。

まず、条例の第14条に規定されている「審議会等の委員」について、令和2年度時点で59の審議会があり、審議会の委員総数は615名とな

っている。そのうち市民公募委員数については、39名となっている。

次に、条例の第12条に規定されている「市民意見表明制度」のひとつ「パブリックコメント」について、各種計画等の策定にあたり、市民の皆さまから多くのご意見をいただいた。令和2年度に大きく増加した要因は、総合計画の策定に付随して、策定される各種個別計画等によるものであった。パブリックコメント以外にも、市民相談課でも随時、市民からの意見・提言を受け付けている。

次に、条例の第13条に規定されている「行政評価」について、令和2年度事後評価時点で、112の施策、725の事務事業があり、各所属において指標を定め、評価を行っている。

次に、条例の第15条に規定されている「学習の機会の提供その他の支援」、第12条の2に規定されている「総合計画」及び第10条の2に規定されている「地域自治組織」については、先ほどご説明申し上げたとおりであり、割愛させていただく。

次に、条例の第10条に規定している「コミュニティ」について、自治会等の状況としては数値等に大幅な変動はない。自治会等にかかる各種補助金等の活用実績については、「地域総括交付金」や「地域ビジョン策定支援事業補助金」をはじめ、コミュニティの活動を支援する「コミュニティ活動等助成金」など、コミュニティ支援として様々な補助金等を交付している。

最後に、第18条に規定されている「伊丹市参画協働推進委員会」について、これまで、公募型協働事業提案制度の審査や、条例の見直しに関してご議論いただいた。

会 長： それでは、事務局からの説明をもとに、条例改正の必要性も含め、ご意見をいただきたい。

D委員： 条例を変える必要はないと思う。伊丹市民であるが、これだけ多くの普及啓発活動をされていることを知らなかった。まちづくり出前講座

についても、自身が以前勤務していた庁内の担当課においても、この講座に関わっていたことを知った。コロナの影響もあり、市民と市が情報共有する場が少なくなってしまったが、これから少しずつ再開してほしいと思う。

C委員： 条例自体はよく考えられていると思う。一方、コミュニティ等に参加している方は、条例に関する情報が共有されることや、条例を知らなくても知らず知らずのうちに条例の趣旨のひとつであるコミュニティへの参加をされている場合があると思うが、コミュニティ等に一切属していない方に対して、どのように条例やその趣旨を認知してもらうか、普及啓発を図るかという運用面の充実を検討する必要があると思う。

B委員： 条例を見直す点は見当たらないかと思う。前回の委員会でも議論された関係住民について、今後はより広く市民と捉えて、住民のみならず、事業者や伊丹市で新たに活動されようとしている団体との協働も進めていく必要があると思う。

次に、これまで実施された条例の見直しの中で、市民会議を実施されていたが、実施された経緯について、確認したい。

会 長： 市民会議の経緯について、ご説明をお願いしたい。

事務局： 資料③をご覧いただきたい。第1回及び第2回の見直し時は、参画協働推進委員会が未設置であり、条例の見直し等を実施する組織として、「伊丹市まちづくり基本条例の推進状況を検討する会」という形で、市民会議を開催していた。

会 長： 審議会で議論する前に、広く市民に伺うというところが市民会議の趣旨かと思う。市民会議の委員を無作為抽出で選出したことがあったと思うが、いつの見直しだったか。

事務局： 第3回目の見直しだったかと思う。約3,000人に対して、無作為抽出により条例見直しにかかるアンケートを実施した際、市民会議への委員就任についても伺ったところ、定員を大きく超えるご応募があった

ため、結果的に抽選にて委員を選出した。

会 長： 無作為抽出で市民会議の委員を選出する手法は先進的であり、会議においても、活発な議論がなされていたように思う。この市民会議が、当委員会の設置に繋がり、その後の改正の素地になったと思う。

F 委員： 市民まちづくりプラザをご利用の市民活動に携わる方においては、条例を意識されていないように見受けられる。市民まちづくりプラザとしては、参画と協働に繋げるための仕掛けをしていくことが必要であると思うので、現状において条例の改正は必要ではないと思う。

現状、市民まちづくりプラザで提供するサービスのひとつとして各種講座を実施しているが、講座参加者は必ずしも市民活動に携わる方ばかりではない。参画と協働に繋げるための仕掛けづくりとして、講座後に講座参加者同士の交流会を開催し、市民活動に携わったことがない方にも、市民活動の内容を知ってもらい、興味を持ってもらい、市民活動に携わる方へ繋ぐ場として交流会を活用することで、条例を知っていただくことに繋がるのではないかと考える。また、コロナ禍が一定落ち着いた段階で、必要に応じて見直しを検討してはいかがかと思う。

E 委員： 地域活動に携わる者として、平成 30 年に追加された条文である「地域自治組織」に関して、「市は、地域自治組織の設立及び運営について、必要な支援を行うものとする。」と書かれているが、従来の事業ごとの紐付きの補助金とは異なり、地域総括交付金という形で一括交付されることで、今まで出来なかった事業に取り組むことが可能となり、事業の充実にも繋がっており、地域活動を進めていく上では非常にありがたいと感じているため、あえて条例を見直す必要はないと思う。

A 委員： 前文のはじめに条例公布日が記載されている。いつ制定されたかを知らせることは重要だが、見直して更新されていることが伝わりにくい。市民向けにはここに記さなくてもいいのではないかと思う。

他市の自治基本条例でも見受けられるが、前文に時代背景が出てく

る。まちづくり基本条例が制定された平成 15 年は地方分権が謳われ、地方自治の重要性が叫ばれた時代が故の前文の一行目かと思うが、「地方分権の一層の推進によって訪れる新たな時代」から始まるのを見直すことはできないのか。

前文の二段落目「その基盤は、自治の主権者である市民一人ひとりが市政に関心を持ち…」とあるが、当条例は「まちづくり基本条例」であり、行政のことだけではないので、「市政」よりも「まち」の方がいいのではと思う。

第 4 条、市民の責務に関する条文について、当条例の制定や協働を重視する背景は、社会課題の解決が行政だけでは担えないことから、市民や多様な主体が協力して取り組まなければならないからだが、その点が含まれていないように思う。「市民が地域の課題に関心を持ち、市や事業者と協力してその解決に取り組まなければならない」といった言葉を入れることによって、協働の重要性を説明できるのではないか。

また、市民と行政の責務だけで、事業者の責務がない。伊丹市は伝統産業も多く、活発に活動されており、事業者の果たす役割は大きい。自治の主体としての事業者を入れてもいいのではないか。「事業者は自らも地域社会の一員であることを自覚し、地域課題の解決に、市民や市と協働して取り組むよう努めなければならない」というような文言が必要ではないかと思う。

次に、第 10 条。今回実施されたアンケートで「市民活動団体との協働はあるか」と設問したり、市民まちづくりプラザを活用して市民活動団体を育成しているわけだが、市民活動団体について触れていない。市民活動団体との協働を重視するなら、市民活動団体の育成や支援について、追記する必要があるのではないか。

アンケートで協働事業の実施がある場合、相手方はテーマ型の任意団体が多いとのことだったが、別の自治体で「新しくできた N P O は審議

や参画の場に入れてもらえない」という声を聞いた。例えば、福祉分野の審議会だと、社会福祉協議会など行政と何らかの関係がある団体は委員に選ばれることが多いが、新規のNPOは、市民枠で応募するしかない。そうした場合、社会福祉協議会がNPOなどからの意見を吸い上げ、審議会での情報を共有するなどの仕組み、テーマ型協働のプラットフォームがあればいいと思う。熟議の重要性は記載されているが、対話の場の多様性が必要だと思う。

第16条、市民投票について、投票できる市民の定義がない。豊中市の例では、「市内に住所を有する満18歳以上の者（外国人を含む）」としている。投票できる年齢設定等について議論され、まちの課題や将来に関わりを持つ者が市民投票の対象として定義された。当条例においても、投票できる市民の定義を設けるべきではないかと思う。

会 長： 様々のご意見をいただいたが、まずはじめに、条例の公布日について、法律の様式の問題であり、書く必要があるのではないか。一方、PR文書では削除することは問題ないのではないか。

事務局： 分かりやすくするために、PR資料などで公布日を削除することは問題ないが、一条例としては公布日の記載は必須である。

会 長： 次に、前文に関するご意見だが、条例が制定されてから一定経過しており、情勢の変化もあると思うが、地方分権の内容は地方自治、地域自治とも関わる重要な内容であり、情勢の変化に伴い、前文が不要になるものではないかと思う。

この条例は、自治基本条例というよりは、どちらかといえば、参画と協働条例に近い形でスタートしたのが歴史的な経緯かと思う。制定当初は議会に関する条文がなく、見直しの中で議会に関する条文をはじめ、各条文が追加されたかと思う。

伊丹市のまちづくり基本条例は定義の条文がなく、欠陥ともいえる一方、敢えて厳密に定義づけしていないという見方もあるかと思うが、

一般的には定義条文があると思う。先ほどご意見のあった事業者についても、定義条文で規定しておけば問題ない。

一般的に市民を定義する場合、地方自治法上定義された、住居を有する者、すなわち住所があればいいというものであり、住所については民法で規定されており、生活の基盤があるというものである。

まちづくり基本条例の場合は、市民とは、住民だけではなく、通勤者、通学者、事業者など、と定義づけがなされているものが一般的であるが、伊丹市の場合は定義条文がないので、先ほどのご意見に繋がったのではないか。一方で、市民の中に事業者や外国人市民が入っていると解釈の中で読み取することは十分可能である。さらには、市民について定義づけしたとしても、ご意見のあった市民投票についての投票権者と必ずしもイコールではないということがある。定義づけされた市民には、場合によってはそのまちのファンも含めることがある一方、市民投票やその他権利義務に関わってくる部分は、厳密な定義づけが必要であると思うので、市民投票の場合は、市民投票ごとの条例において別途定め、その条例において投票権者を設定すればいいのではないか。

また、一般的な投票権者は、公職選挙法に基づいて定義された有権者とし、18歳以上の日本国民とされるが、市民投票の場合は、いわばアンケートのようなものでもあるので、投票権者の設定は自治体の裁量に委ねられると考えられる。

A委員： コミュニティと地域自治組織について、コミュニティ活動と地域自治活動の違いがわかりにくいのではと思う。

会 長： 定義条文と同様に、市民活動に関する条文がないという点について、一般的にはコミュニティという条文と合わせて市民活動に関する条文があると思われる。コミュニティに関する条文も制定当初はなかったものを追加し、さらには地域自治組織も追加されたという経緯があり、ここまで発展してきた。市民活動への支援、位置づけに関する条文につ

いても、付け加えることは吝かではない。

伊丹市のまちづくり基本条例は成長する条例と言えるのではないか。最近制定された尼崎市の自治のまちづくり条例は、条文数が少なく自治基本条例の骨格だけがまとめられたというものもあり、箕面市のまちづくり理念条例は理念が書かれており、具体的な内容は書かれておらず、まちづくりの原理だけをおさえるものもあれば、フルセット型のものもあり、手法は様々あると思う。

色々申し上げたが、市のご意見をお願いしたい。

事務局： コミュニティと地域自治組織についてのご指摘に関して、地域自治組織については、小学校区ごとに地域の活動団体がまとまったものであり、コミュニティについては、NPOなど多様な団体と協働する、まちづくりの土台であるコミュニティとして、様々な団体が含まれていると思う。地域自治組織は条例に基づいて設立される組織であり、その設立や運営に必要な支援をするものとなっている一方、コミュニティは様々な団体により構成される任意の組織であると認識しており、市民がコミュニティを守り、育てるよう努めるものとして、それぞれの条文が制定されたと認識している。

会 長： 一般的にコミュニティと聞くと、地域コミュニティと捉えられていると思う。自治会が基礎的コミュニティと表現されることがあり、そのように定義づけしている自治体もあるが、それをNPOと読み替えるのは少し難しいが、コミュニティについては、拡大解釈をするのはいいと思う。条例の逐条解説書はできているのか。逐条解説書があれば、それに書いておけば問題ないと思う。先ほどの市民の定義についても同様に、逐条解説書に解釈を記載しておけばいいかと思う。

A委員： 市民の定義づけが必要だといっているのではなく、市民投票の投票権者について提起したまでだ。

事務局： 市民投票については条例第16条第2項に具体的に投票資格者を別途



条例で定めると規定しており、必要に応じて条例化して対応するとなっている。

A委員： 課題や案件によって違ってくるといふことか。

事務局： おっしゃる通り。前回の当委員会において、阪神間においてはまちづくり基本条例という名称が多いとのご意見があったかと思う。まちづくりと聞くと、都市計画や都市開発といったイメージを持たれるかと思うが、条例策定当時、市民とともに条例をつくる中で、市民からのご意見をできる限り採択して条例が制定される中で、まちづくりという表現をしてほしいというご意見があり、現状のまちづくり基本条例になった経緯がある。前文についても、同様に市民の意見と取り入れて作り上げた経緯がある。

その他、定義条文がないというご意見をはじめ、様々なご意見をいただいたが、条例をどのように解釈するかという裁量については、ある程度市に委ねられている。市の条例に対する解釈に誤りがあると提起された場合、その判断をするのは裁判所である。逐条解説について、言及されたが、法律や条例をどう解釈するかについては解説書を作っている。まちづくり基本条例についても、解説書があったかと思う。

行政の意見としては、条例改正の必要性について、読みにくい、意味が通じにくいということであれば、改正云々ではなく、解説書を改めるべきと思う。

今、委員の皆さまにお願いしたいのは、条例において、明らかに不足している内容がある、不要な内容があるということに関しては、改正が必要かと思うが、読みにくい、分かりにくいといった内容については、条例そのものの改正ではなく、解説書を改めるべきかと思う。

会長： 解釈については、条例と同時に策定されるかと思う。他市においても、条例内容について、市のホームページなどで、条文ごとに解説を掲載している。条例を上程した際、様々な質問等に対して、答弁されているか

と思うが、その答弁の内容が解釈である。その内容を反映した解説書があるかどうかは問題であり、早急に整備しなければならないと思う。解説書は、市民にとっても条例を理解する上で分かりやすく、出前講座などでも活用できると思う。

事務局： ご意見いただいた市民の定義についても、過去の議会での答弁においても、敢えて市民の定義をしていないと説明している。定義づけしてしまうと、狭義に解釈されてしまう可能性があるため、関係住民も含めた市民が主体となって伊丹市を作り上げていくという考えに基づいたものであるため、敢えて定義づけをしないという整理をした。この考え方については、条例制定当初からのものである。

会 長： その説明が条例を読まれる方にとっても必要である。条文と解釈があって法律は成り立つものであって、解釈を整理するのは義務である。

事務局： ご説明が遅くなったが、条例の逐条解説は平成 15 年 3 月 12 日に作成したものがある。この中で、ご意見いただいた前文の意義について、条文では表現しにくい部分を補足するために構成するとされており、市民やまちづくりの定義の解釈についても、記載されている。

会 長： ぜひそれを市ホームページにて公表してもらいたい。そうすることで、いただいたご意見が解決するのではないか。

A 委員： その内容は今見ることはできるのか。

事務局： 現状、公表しているものではない。補足として、ご説明申し上げた逐条解説については、条例制定当初のものであり、改正された内容まで反映されたものではないので、現状即座に公表できる状態ではない。逐条解説として、不足している内容については、委員の皆さまからいただいたご意見も参考に、市民の皆さまにも分かりやすいものになるよう、対応したい。

会 長： 職員アンケートについて、条例の認知度について、「読んだことはないが、名称を見聞きしたことはある」と回答する職員が一定数いるが、

採用された際、サービスの宣誓をするかと思うが、その内容に当条例の位置づけを持たせることはできないか。そのような性質のものではないか。

事務局： サービスの宣誓ではないが、新規採用職員向けに参画と協働のまちづくりに関する研修を実施する中で、まちづくり基本条例について条文を解説しており、条例の周知、理解促進を図っている。

会 長： 職員アンケートの時期が研修の前だったのか。

事務局： おっしゃるとおり。

会 長： 資料⑧-3 において、早急にお願いするものではないが、②協働の相手方の組織形態と③協働の分類の相関性を分析していただきたい。テーマ型の任意団体とは何か。

事務局： テーマ型以外の任意団体として、地域活動をされる団体があるが、テーマ型として活動される団体として、例えば、福祉や子育て支援など、テーマごとに活動をされる団体がある。これらのテーマ型団体と行政の各分野の担当課がそれぞれ協働した実績をまとめた内容を記載している。

会 長： 資料⑧-5 について、市民と市が情報共有可能な方法についての部分、広報紙をどう取り扱うかという内容も入れた方がよいのではないか。また、情報共有するにあたり、市民や市民活動団体が求められる情報について、どのように把握されているのか。

事務局： 求められる情報の把握については、例えば、様々な媒体を活用して、市民からの意見・提言を提出いただいている。資料⑨にいただいた意見等の実績を掲載しており、令和2年度、大きく件数が増加しているが、コロナ関連の情報を求められる声が非常に多かったと確認している。また、その他、ホームページでも各ページごとにご意見をいただける仕様になっており、市政情報に関するご要望がある場合は、各担当課に情報が届く仕組みになっている。

会 長： 資料⑨の審議会の状況について、公開の状況も確認してほしい。全体

的に資料を丁寧に作られており、非常に興味深い内容となっている。今後の対応策についても、アンケート結果などを精緻に取られたことにより整備できるものである。これらの内容は、参画と協働に留まらず、市政全般に応用できるデータかと思うので、庁内でも情報共有して、有効活用してほしい。

様々なご議論をいただいたが、解説書については、以前条例改正した内容も踏まえて、更新するというをお願いしたいと思うが、条文そのものは今回触る必要はないと結論を出して問題ないか。

今後の課題として、条例について適宜チェックする必要があり、必要な条文があれば、追加することも吝かではない。

事務局： 文言が分かりにくい部分の修正に関して、当条例のみならず、多くの他の条例が存在する中で、表現が現状に則していないものも少なからず存在しており、改めることがある。表現を改めるタイミングとしては、条例自体を何かしらの事由により改正する必要がある場合であり、その点について、ご理解いただきたい。

会 長： 一般的な流れかと思う。他の条例等はまちづくり基本条例を最大限尊重しなければならないとなっており、まちづくり基本条例に則していない条例等がある場合は、即座に改正しなければならないと思うが、まちづくり基本条例ができてから20年以上経過しており、そのような改正は終わっていると思う。

今後については、答申案を策定し、付帯意見等も出てくるかと思うが、答申の策定等、今後のスケジュールについて、事務局より説明をお願いしたい。

事務局： 資料⑩をご覧いただきたい。次回第5回参画協働推進委員会を2月に開催する予定としている。本日の配布資料を送付した際、2月の委員の皆さまのご予定を確認させていただく内容があったかと思う。その内容をもとに、次回の日程を決定し、委員の皆さまにお知らせする予定で

ある。決定した次回開催日までに、事務局において、これまでご議論いただいた内容を踏まえ、答申案を作成し、次回の当委員会において、改めて委員の皆さまにご議論いただきたい。

会 長： 以上で、本日の議事が全て終わったので、これで終了したいと思う。  
事務局に進行をお返しする。

事務局： それでは、これで令和3年度第4回伊丹市参画協働推進委員会を終了する。

以上の通り、令和3年度第4回伊丹市参画協働推進委員会会議録として、確認します。

(以下、署名2名。)